

答 申 第 551 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、郵送による戸籍謄抄本（記録事項証明書）等交付申請書（以下「本件交付申請書」という。）の「2. 申請理由」のうち、「（1）提出先」及び「（2）使用目的」に記載されている特定の個人の氏名以外の部分は開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 4年 6月 9日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、令和○年○月○日に請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同月21日、実施機関は、本件開示請求に対して、(1)の保有個人情報を特定し、(2)の理由により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 特定された保有個人情報

令和○年○月○日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）

(2) 一部を開示しない理由

旧条例第20条第 1項第 3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

3 同年 7月13日、審査請求人は本件処分のうち、本件交付申請書の「2. 申請理由」のうち、「（1）提出先」及び「（2）使用目的」を非開示とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、「提出先」及び「使用目的」を非開示とした部分を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「提出先」及び「使用目的」には個人情報を含まず、審査請求人が正当な手続きであったと確認することが出来ず不当である。
- (2) 一部開示されている内容から、提出先は全国何処かの法務局であり、目的は何らかの申請とまでは判っている。
- (3) 法務局では不動産・法人等の登記関係、相続、戸籍、国籍など、国民の生活基盤に関する重要な情報が取り扱われており、万が一誤った情報や不正な情報が登録された場合、一個人として挽回が困難な大きな不利益をもたらすことが懸念される。
- (4) 不動産取引や法人登記、紛争などについて心当たりがなく、戸籍に関しても改姓や婚姻などの変化は予定も含めてない。
- (5) 相続に関しても、被相続に関しては親戚筋へ確認を取り、該当がないことが明らかになっている。
- (6) 以上のことから、審査請求人の不利になる、誤ったあるいは不正な申請がなされていないか法務局に問い合わせるために、「提出先」（法務局の特定）と「使用目的」（審査請求人の不利益につながる内容か）の開示を請求している。問い合わせにあたって、法務局においても個人情報は保護され、交付申請者の個人情報を侵害するものではないと考えている。
- (7) 弁明書では、「しかし、一部非開示とした情報内には、審査請求人以外の者に関する情報が含まれており、本件申請者にとって、当該情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。」と述べられているが、「使用目的」はあくまで手続の種類であって、個人を特定する情報ではない。個人名を含む場合は、該当部分のみ非開示としていただきたい。
- (8) 弁明書では、「知られたくない情報であると考えられる。」と述べられているが、「考えられる」とは、交付申請者自身の考えではなく、交付申請を受け付けた担当者の主観でしかない。知られたくない情報と決定するのであれば、交付申請者自身の判断を仰ぐべきである。
- (9) 弁明書では、「これらの情報を審査請求人に開示すると、申請者が今後、

戸籍に関する証明書の交付申請を躊躇してしまう状況が考えられ、申請者自身の正当な権利を侵害する恐れがある。」と述べられているが、行政や刑事の要でもないのに個人情報を開示した理由を明示できないことは、国民として情報を預けている行政との信頼関係を毀損する行為と考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 一部非開示とした情報内には、審査請求人以外の者に関する情報が含まれており、本件申請者にとって、当該情報は他者に知られたくない情報であると考えられる。
- 2 これらの情報を審査請求人に開示すると、申請者が今後、戸籍に関する証明書の交付申請を躊躇してしまう状況が考えられ、申請者自身の正当な権利を侵害するおそれがある。
- 3 また、本件対象文書により行われた戸籍謄本等の交付にあたっては、戸籍法第10条の 2に基づいて審査を行い、請求者や請求理由が正当であることが確認されている。
- 4 したがって、これらの情報を開示することは、審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められることから、旧条例第20条第1項第 3号に該当する。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件交付申請書の「2. 申請理由」のうち、「(1) 提出先」(以下「本件非開示情報①」という。)及び「(2) 使用目的」(以下「本件非開示情報②」という。)が旧条例第 20 条第 1 項第 3 号に該当するか否かが争点となっている。

2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵

害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件交付申請書について

本件交付申請書は戸籍に記載されている者、その配偶者又は直系尊属若しくは直系卑属以外の第三者が、戸籍法（昭和22年法律第 224号）第10条の 2に基づき審査請求人の戸籍謄本等の交付のため実施機関に対して提出したものである。

本件交付申請書には、証明が必要な者の本籍・氏名・生年月日、筆頭者の氏名・生年月日、戸籍の提出先・使用目的、申請者の住所・氏名・生年月日・証明が必要な方との続柄・連絡先が記載されている。

4 旧条例第 20 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非開示情報①を開示すると、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件非開示情報①は、開示請求者である審査請求人以外の者である交付申請者が、交付を受けた戸籍謄本等をいずれの法務局に提出するかという開示請求者以外の者の個人に関する情報である。

イ しかし、本件非開示情報①は、審査請求人以外の者の個人に関する情報であるものの、特定の個人を識別できる情報であるとは認められない。

ウ ただし、旧条例第20条第 1項第 3号は、開示請求者以外の特定の者を識別できないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報は非開示とすることが定められており、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報とされている。

エ 上記ウを踏まえると、本件非開示情報①は個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報とまでは認められない。

(3) 次に、本件非開示情報②を開示すると、開示請求者以外の特定の者の正当な権利利益を害するおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件非開示情報②には、審査請求人以外の者である交付申請者が、交付を受けた戸籍謄本等をどのような目的で使用するかに関する情報が直接的に記載されており、当該情報は開示請求者以外の特定の者の個人に関する情報である。

イ しかし、本件非開示情報②は、開示請求者以外の特定の者の個人に関する情報であるものの、特定の個人を識別できる情報であるとは認められない。

ウ なお、旧条例第20条第 1項第 3号は、上記(2)ウのとおりのため、本件非開示情報②は、個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報とまでは認められない。

エ ただし、本件非開示情報②には、審査請求人以外の者の氏名が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、当該部分を開示すると、当該開示請求者以外の特定の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件非開示情報①及び本件非開示情報②のうち、特定の個人の氏名以外の部分については、旧条例第20条第 1項第 3号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和 4年 7月 26日	本件審査請求に係る諮問書を受理
8月 25日	本件審査請求に係る弁明書を受理
10月 5日	本件審査請求に係る反論意見書を受理
12月 2日 (第291回審議会)	調査審議
令和 5年 4月 21日 (令和 5年度第 1回)	調査審議
5月 19日 (令和 5年度第 2回)	調査審議
6月 16日 (令和 5年度第 3回)	調査審議
7月 14日	答申